

株 主 各 位

神奈川県川崎市川崎区駅前本町22番地2  
株 式 会 社 **城南進学研究社**  
代表取締役社長CEO 下 村 勝 己

## 第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成30年6月28日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 神奈川県川崎市川崎区駅前本町22番地2<br>当社 本部ビル 5階ホール   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | <ol style="list-style-type: none"><li>第36期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li><li>第36期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件</li></ol> |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件   |
| 第3号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.johnan.co.jp>）に掲載させていただきます。

当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.johnan.co.jp>）に掲載しておりますので、本総会の提供書面には記載していません。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒、ご理解の程よろしくようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、回復基調を維持しておりますが、米国の金融政策の動向ならびにアジア新興国等の経済先行きの不確実性により、依然として不透明な状況となっております。一方、我が国経済におきましては、好調な企業収益を受け、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調が続いております。

当業界におきましては、新しい時代に必要となる資質・能力を習得するための新たな学習サービスの開発が求められており、新規企業の参入や企業間の業務提携等、シェア確保や業界再編に向けた様々な動きが見られます。

このような状況の中、当社グループは総合教育ソリューション企業として、社会環境の変化や顧客のニーズに応えるべく、新たな学習管理システムやWEBコンテンツの開発に積極的に取り組んでまいりました。また、他社との資本業務提携や固定資産の譲渡により、経営資源の最適化を図ってまいりました。

なお、平成30年3月に東京都町田市に保有していた投資不動産を売却し、固定資産売却益206百万円を計上いたしました。

また、今後の事業再編を進めていく目的で、予備校校舎の統合・閉鎖のための関連費用として減損損失及び校舎再編成引当金を259百万円計上しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は7,024百万円（前連結会計年度比1.4%増）、営業利益が304百万円（同9.3%減）、経常利益が352百万円（同12.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が141百万円（同26.5%減）となりました。

#### a. 教育事業

予備校部門におきましては、大学受験市場の縮小により厳しい状況が続く中、生徒数減少等により、売上高は減少しておりますが、「英語の城南」をキーワードとした広告展開やカリキュラムの充実、教材の電子化を行いました。

また、主に高等学校、中学校を対象とした教材や授業提供、直接的な生徒指導、教員を対象とした授業研修などを行うコンサルティング事業も積極的に展開してまいりました。

さらに、箱根町教育委員会が開講する公営塾の運営を受託し、新学習指導要領において重視されるICTとアクティブラーニングによる主体的かつ協働的な深い学びの先行

事例として取り組み、多数の合格実績と高い評判を得ました。TOEFL等の留学試験対策専門校「LINGO L.L.C.」を運営する「株式会社リンゴ・エル・エル・シー」とともに、グローバル人材の育成を見据えた大学入試改革への対応を目指し、教材やカリキュラムを共同開発いたしました。

個別指導部門におきましては、直営教室では、前連結会計年度に不採算教室を整理統合したことにより、各教室の利益改善を実現しております。フランチャイズ教室につきましては、新規オーナーによる開校に加え、既存オーナーによる複数教室が促進されましたが、既存教室の売上が伸び悩み、売上高は減少しております。

映像授業部門におきましては、映像授業のニーズの高まりをとらえ、映像授業専門教室「河合塾マナビス」を2月に1校新規開校し、既存校舎とともに、好調な売上高・生徒数を確保しております。

児童教育部門の乳幼児育脳教室「くぼたのうけん」におきましては、3月に新規教室を1教室開校し、既存教室での安定的な売上確保とともに、くぼた式育脳法のノウハウを外部民間教育機関へ提供することによる研修費やロイヤリティ収入も増加しております。

東京都認証保育所「城南ルミナ保育園立川」、当連結会計年度に子会化しました「JBSナーサリー株式会社」が運営する小規模認可保育園は、高い満足度を背景にほぼ定員に達しております。

この結果、当連結会計年度のセグメント売上高は6,697百万円（前連結会計年度比1.3%増）となりました。

#### b. スポーツ事業

子会社である「株式会社久ヶ原スポーツクラブ」では、従来の久ヶ原スイミングクラブは定員に迫る会員を確保しつつ、学童保育事業の開始やWEB学習システムの導入など、事業拡大を図っております。

この結果、当連結会計年度のセグメント売上高は327百万円（前連結会計年度比3.9%増）となりました。

セグメント・部門別の状況は以下のとおりです。

事業部門別売上高明細表

セグメント・部門	第 35 期	第 36 期
	(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	(平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
	百万円	百万円
予備校部門 (現役高校生)	1,923	1,693
予備校部門 (高校卒業生)	577	528
個別指導部門 (直営)	1,973	1,968
個別指導部門 (F C)	333	294
映像授業部門	996	1,119
デジタル教材 ・児童教育部門	565	881
その他	240	211
教育事業計	6,610	6,696
スポーツ部門	315	327
スポーツ事業計	315	327
合計	6,926	7,024

- (注) 1. 予備校部門におきましては、前連結会計年度末に金沢文庫校を横浜校へ閉鎖統合した影響等により、売上が減少しております。
2. 映像授業部門におきましては、着実に入学者を獲得できたことにより、売上が増加しております。
3. デジタル教材・児童教育部門におきましては、JBSナーサリー株式会社を子会社化したことにより、売上が増加しております。
4. セグメント間取引につきましては、相殺消去しております。

## (2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額はリースを含めて154百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(教育事業)

教場等の移転、新設	87百万円
新コンテンツ制作	28百万円
基幹システム改修	4百万円

(スポーツ事業)

設備の増設	2百万円
-------	------

これらの投資については、自己資金によって賄いました。

## (3) 重要な資金調達状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、様々な層における多様な教育ニーズを掘りおこすことによって、垂直及び水平展開を進めながら事業領域の拡大を図り、総合教育ソリューション企業としての業態を確立していくことを重要課題としております。

予備校部門におきましては、進行する少子化により大学受験人口の減少も見込まれる状況のもと、事業転換を図って行くとともに、大学入試制度改革への対応も進めていき、さらに質の高い教育サービスの提供を行ってまいります。また、子会社である株式会社リンゴ・エル・エル・シーが運営する留学試験対策専門予備校「LINGO L.L.C.」のノウハウを生かしながら、今後の英語教育の変革への対応も強化してまいります。

個別指導部門につきましては、集団授業も併用したカリキュラムや学習支援システムの導入等により他社との差別化を明確にし、幅広い年齢層の生徒募集を増強していくとともに、フランチャイズ教室においては全国展開をさらに進め、マーケットの拡大を図ってまいります。

児童教育部門では乳幼児育脳教室「くぼたのうけん」、児童英語教室「ズー・フォニックス・アカデミー」及び子会社であるJBSナーサリーが運営する小規模認可保育園につきましても着実な展開を行ってまいります。

映像授業部門では映像授業専門教室「河合塾マナビス」の校舍展開をさらに加速してまいります。

「久ヶ原スポーツクラブ（スイミングスクール及びスポーツジム）」の運営につきましても、顧客層の開拓を図り、新たな事業領域の拡大を進めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第 33 期 (平成26年度)	第 34 期 (平成27年度)	第 35 期 (平成28年度)	第 36 期 (当連結会計年度) (平成29年度)
売 上 高	百万円	6,179	6,693	6,926	7,024
経 常 利 益	百万円	384	383	402	352
親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	293	85	192	141
1株当たり当期純利益	円	36.50	10.56	23.93	17.58
総 資 産	百万円	6,229	6,426	6,536	6,791
純 資 産	百万円	4,319	4,307	4,420	4,463

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)ジー・イー・エヌ	9,600千円	75%	児童英語教室の運営
(株)久ヶ原スポーツクラブ	10,000千円	100%	スイミングクラブ及び スポーツジム等の運営
(株)リンゴ・エル・エル・シー	10,000千円	100%	留学試験対策専門校の運営等
JBSナーサリー(株)	98,000千円	100%	保育園の運営

### ③ 重要な企業結合等の状況

当社は平成29年5月1日をもってJBSナーサリー株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

## (7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、教育事業を主たる事業内容としております。

## (8) 主要な営業所 (平成30年3月31日現在)

会社名	拠点・事業所	所在地
(株)城南進学研究社	本社	神奈川県川崎市
	城南予備校各校 横浜校 他8校	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県
	城南コベッツ各教室 直営教室 57教室	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、 大阪府、兵庫県、三重県、新潟県
	城南コベッツ各教室 F C教室 214教室	関東、東北・北海道、中部、近畿、 中国地方、九州
	城南ONE'S各校 横浜校 他4校	東京都、神奈川県
	城南AO推薦塾各校 東京本校 他3校	東京都、神奈川県、埼玉県
	城南医志塾 横浜校	神奈川県
	城南就活塾 横浜校	神奈川県
	くぼたのうけん各教室 自由が丘教室 他5教室	東京都、神奈川県
	城南ルミナ保育園 立川	東京都
	河合塾マナビス各校舎 新浦安校 他15校	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、 群馬県、新潟県
	(株)ジー・イー・エヌ	本社
ズー・フォニックス・アカデミー各校 都立大本校 他16校		東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、 愛知県、三重県、京都府、鳥取県
(株)久ヶ原スポーツ クラブ	本社	東京都大田区
	久ヶ原スイミングクラブ	東京都
	エルペロクラブ (ペットホテル)	東京都
(株)リング・エル・ エル・シー	本社	東京都新宿区
	LINGO L. L. C.	東京都
JBSナーサリー(株)	本社	神奈川県川崎市
	保育園 星のおうち新松戸 他5園	東京都、千葉県
(株)スタッフジャパン	本社	神奈川県川崎市

(9) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
教 育 事 業	287名	+32名
スポーツ事業	14名	+3名
合 計	301名	+35名

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
253 (2,019) 名	+9 (△52) 名	37.1歳	10.0年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者（講師、契約社員、アルバイト）数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 33,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,053,133株（自己株式 884,707株を除く）
- (3) 株主数 7,437名
- (4) 上位11名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 シ モ ム ラ	2,690千株	33.4%
下 村 勝 己	1,157	14.4
株式会社進学会ホールディングス	383	4.8
下 村 友 里	379	4.7
山 崎 杏 里	379	4.7
深 堀 和 子	320	4.0
小 川 由 晃	249	3.2
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	192	2.4
株式会社ジャパングリエイト	152	1.9
深 堀 雄 一 郎	120	1.5
深 堀 泰 弘	120	1.5

（注）持株比率は自己株式（884,707株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役（平成30年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況又は職業
下村勝己	代表取締役社長CEO	有限会社シモムラ代表取締役 独逸機械貿易株式会社取締役
柴田里美	常務取締役 執行役員COO	株式会社久ヶ原スポーツクラブ取締役 株式会社リンゴ・エル・エル・シー取締役 JBSナーサリー株式会社取締役
杉山幸広	取締役執行役員CAO 兼経営戦略室長	株式会社イオマガジン取締役 株式会社ジー・イー・エヌ取締役 株式会社久ヶ原スポーツクラブ取締役 株式会社リンゴ・エル・エル・シー取締役 JBSナーサリー株式会社取締役
千島克哉	取締役執行役員CBO	株式会社久ヶ原スポーツクラブ代表取締役 株式会社イオマガジン取締役 株式会社ジー・イー・エヌ取締役 株式会社リンゴ・エル・エル・シー取締役 JBSナーサリー株式会社取締役
深堀和子	取締役	学校法人深堀学園理事長兼学校長 独逸機械貿易株式会社取締役
林久志	取締役(常勤監査等委員)	
西村泰夫	取締役(監査等委員)	弁護士
阿曾友淳	取締役(監査等委員)	公認会計士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)西村泰夫、取締役(監査等委員)阿曾友淳の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)阿曾友淳氏は、独立役員として株式会社東京証券取引所へ届け出ております。
3. 当該事業年度末日後の取締役の担当及び兼務の変更  
該当事項はありません。
4. 当社では、内部監査部門からの報告受領、各種重要会議への出席、監査等委員ではない取締役及び使用人へのヒアリングを継続的・実効的に行うため、常勤の監査等委員を置いております。

### (2) 当期役員の変動

- ① 取締役(常勤監査等委員)宮本和人、取締役(監査等委員)小林慎一の2名は、任期満了により退任いたしました。
- ② 取締役(常勤監査等委員)林久志、取締役(監査等委員)阿曾友淳の2名は、新たに取締役に就任いたしました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

社外役員と締結している個別の責任限定契約はありませんが、当社定款において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨の定めをしております。

#### (4) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (-)	90百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (3)	13 (6)
合 計	10 (3)	104 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第33回定時株主総会において年額168百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第33回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 取締役（監査等委員） 西村泰夫

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動内容

取締役会は15回開催中15回に出席、監査等委員会は12回開催中12回に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。

オ. 当社の子会社から当連結会計年度において役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

##### ② 取締役（監査等委員） 阿曾友淳

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動内容  
社外取締役就任後に開催された取締役会13回開催中12回に出席、監査等委員会は8回開催中8回に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています
- オ. 当社の子会社から当連結会計年度において役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

- ①監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
  - ・監査等委員会の職務を補助する組織（使用人）を「内部監査室」とする。  
なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は当面不要なので置かないこととする。
- ②前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
  - ・「内部監査室」の人事異動については監査等委員会の事前同意を必要とする。
  - ・「内部監査室」に属する使用人が参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、同委員会において指示の遂行状況等を確認する。
- ③当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - ・取締役からは常勤監査等委員へ報告する体制を整え、使用人等に対しては「コンプライアンスホットライン」を設置し、当社及び子会社の使用人等に対して周知する。
- ④前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・監査等委員会へ報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを「コンプライアンスホットライン規程」に明文化する。
- ⑤監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査等委員会の職務の執行に関して必要な費用又は債務については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担し、前払いに応じる。
- ⑥その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査等委員と業務執行取締役との定期的又は随時の意見交換、監査等委員による重要な会議への出席、「内部監査室」との随時の情報交換、定期的開催される「コンプライアンス・リスク管理委員会」におけるリスク懸念事項に関して報告を受け、対応について協議する。
- ⑦取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・法令等遵守に関する基本方針を定め、取締役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定して当社グループ内に周知徹底する。
  - ・弁護士・公認会計士等、専門的知識を有する社外取締役を含む「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、法令等の遵守に関する事項を付議する。その審議結果は取締役会に適宜報告する。

- ・「内部監査室」は、法令等遵守の状況を監査し、法令違反の疑義のある行為等については「コンプライアンス・リスク管理委員会」に速やかに報告する。
  - ・当社グループの事業活動又は取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談するシステムとして「コンプライアンスホットライン」を整備する。
  - ・適時適正な財務報告のため、「財務報告に係る内部統制の基本規程」に基づき、財務報告に関する内部統制を評価・是正する体制を構築する。
  - ・「組織規程」、「業務分掌規程」をはじめとした社内規程を整備することにより、業務分掌・職務権限・決裁権限等を明確にする。
- ⑧取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・文書の保存期間その他の管理体制について「文書管理規程」を整備し、安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
  - ・監査等委員会又は監査等委員会が指名する監査等委員が求めたときは、代表取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供する。
- ⑨損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理に関する基本方針を定め、弁護士・公認会計士等、専門的知識を有する社外取締役を含む「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
  - ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、代表取締役等によるリスクの識別・分析・評価・対応に重大な漏れ・誤りがないか、及び仮にリスクが顕在化した際には損失を最小限に抑える体制が整っているかを監視し、問題があれば取締役会に適宜報告する。
  - ・「内部監査室」は、リスク管理の状況を監査する。
  - ・リスクが顕在化した際には、各部門において情報収集及び迅速な報告を行い、重要性・緊急性の高い事案においては、臨時に取締役会又は経営会議を開催し、早期の事態収拾を行う。また、法的対応については弁護士たる社外取締役と、業績に及ぼす影響については公認会計士たる社外取締役並びに会計監査人と、それぞれ遅滞なく連絡を取り合い、適時適確に対処する。事後においては「コンプライアンス・リスク管理委員会」で事例の分析と再発防止策の検討を行い、日常のリスク管理にフィードバックする。また、当社及び子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- ⑩取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、また、随時に経営会議を開催して、対処すべき経営課題や重要事項の決定について十分に審議・検討を行い、意思決定の迅速化を図る。
- ⑪当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・グループ会社における業務の適正を確保するため、法令等遵守に関する基本方針を定め、当社グループ内のグループ会社すべてに適用する。

- ・「子会社管理規程」を設け、当社子会社に対し営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告または承認を求めることとし、必要に応じモニタリングを行う。
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、グループ会社において、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する。
  - ・子会社の取締役及び使用人は、当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、「内部監査室」又は「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告する。「内部監査室」又は「コンプライアンス・リスク管理委員会」は報告を受けた場合、直ちに監査等委員会に報告する。
- ⑫反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、万一疑わしき事態が発生した場合は、所管警察署や顧問弁護士と相談し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般
  - ・当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の「内部監査室」がモニタリングし、改善を進めております。
- ② コンプライアンス
  - ・当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は「コンプライアンスホットライン規程」により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理体制
  - ・各部門及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。
- ④ 内部監査
  - ・「内部監査室」が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。そのために、安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努め、今後の事業展開と経営体質の強化に備えて内部留保を図るとともに、業績とのバランスを勘案しつつ、配当を実施していくことを基本方針としております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>[2,450,346]</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>[1,281,493]</b>
現金及び預金	1,898,201	買掛金	14,297
売掛金	161,410	未払金	394,664
有価証券	40,000	未払法人税等	86,435
商品	54,667	前受金	541,328
貯蔵品	22,004	賞与引当金	54,793
前払費用	201,053	校舎再編成損失引当金	51,884
繰延税金資産	13,556	資産除去債務	3,619
その他	61,136	その他	134,470
貸倒引当金	△1,684	<b>【固定負債】</b>	<b>[1,046,694]</b>
<b>【固定資産】</b>	<b>[4,341,099]</b>	繰延税金負債	222,227
<b>(有形固定資産)</b>	<b>[2,783,341]</b>	退職給付に係る負債	357,180
建物及び構築物	797,241	資産除去債務	444,224
工具、器具及び備品	51,918	その他	23,063
土地	1,901,039	<b>負債合計</b>	<b>2,328,187</b>
その他	33,140	<b>純資産の部</b>	
<b>(無形固定資産)</b>	<b>[228,014]</b>	<b>【株主資本】</b>	<b>[4,933,130]</b>
のれん	113,954	(資本金)	[655,734]
ソフトウェア	93,823	(資本剰余金)	[652,395]
その他	20,235	(利益剰余金)	[3,934,452]
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>[1,329,744]</b>	(自己株式)	[△309,451]
投資有価証券	399,308	<b>【その他の包括利益累計額】</b>	<b>[△491,800]</b>
関係会社株式	33,930	(その他有価証券評価差額金)	[24,256]
敷金及び保証金	800,773	(土地再評価差額金)	[△516,056]
その他	106,871	<b>【非支配株主持分】</b>	<b>[21,926]</b>
貸倒引当金	△11,140	<b>純資産合計</b>	<b>4,463,257</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,791,445</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>6,791,445</b>

## 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,024,149
売上原価	4,803,132
売上総利益	2,221,016
販売費及び一般管理費	1,916,950
営業利益	304,066
営業外収益	70,420
受取利息	1,271
受取配当金	9,398
受取手数料	5,971
受取賃貸料	41,528
その他	12,251
営業外費用	22,112
支払利息	907
不動産賃貸原価	11,066
投資有価証券評価損	7,866
為替差損	117
その他	2,154
経常利益	352,374
特別利益	206,848
固定資産売却益	206,848
特別損失	313,469
固定資産除却損	4,846
減損損失	251,382
校舎再編成損失	1,533
校舎再編成損失引当金繰入額	51,884
その他	3,822
税金等調整前当期純利益	245,753
法人税、住民税及び事業税	78,481
法人税等調整額	23,051
当期純利益	144,220
非支配株主に帰属する当期純利益	2,611
親会社株主に帰属する当期純利益	141,608

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	655,734	652,395	4,259,812	△309,420	5,258,521
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△80,531		△80,531
親会社株主に帰属する当期純利益			141,608		141,608
土地再評価差額金の取崩			△386,436		△386,436
自己株式の取得				△30	△30
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△325,360	△30	△325,390
平成30年3月31日残高	655,734	652,395	3,934,452	△309,451	4,933,130

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成29年4月1日残高	45,264	△902,493	△857,229	19,315	4,420,608
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△80,531
親会社株主に帰属する当期純利益					141,608
土地再評価差額金の取崩					△386,436
自己株式の取得					△30
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△21,007	386,436	365,429	2,611	368,040
連結会計年度中の変動額合計	△21,007	386,436	365,429	2,611	42,649
平成30年3月31日残高	24,256	△516,056	△491,800	21,926	4,463,257

# 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>[2,053,149]</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>[1,064,105]</b>
現金及び預金	1,542,723	買掛金	9,102
売掛金	156,139	リース債務	14,097
有価証券	40,000	未払金	205,130
商用品	45,063	未払費用	105,874
貯蔵品	19,928	未払法人税等	28,851
前払費用	191,866	未払消費税等	60,415
未収入金	3,960	前受金	477,695
未収収益	417	預り金	38,833
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	28,222	賞与引当金	38,747
その他	26,512	校舎再編成損失引当金	51,884
貸倒引当金	△1,684	資産除去債務	3,619
<b>【固定資産】</b>	<b>[4,144,311]</b>	その他の	29,851
<b>(有形固定資産)</b>	<b>[1,545,730]</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>[807,661]</b>
建物	638,958	リース債務	20,063
構築物	5,973	繰延税金負債	17,140
工具、器具及び備品	32,236	退職給付引当金	342,155
土地	835,421	資産除去債務	428,302
リース資産	33,140	<b>負債合計</b>	<b>1,871,767</b>
<b>(無形固定資産)</b>	<b>[99,225]</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	90,574	<b>【株主資本】</b>	<b>[4,817,493]</b>
商標権	896	(資本金)	[655,734]
電話加入権	6,134	(資本剰余金)	[652,395]
その他	1,620	資本準備金	652,395
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>[2,499,354]</b>	(利益剰余金)	[3,818,815]
投資有価証券	399,308	利益準備金	147,000
関係会社株券	1,059,744	その他利益剰余金	3,671,815
関係会社長期貸付金	183,649	別途積立金	3,340,000
役員及び従業員に対する長期貸付金	2,432	繰越利益剰余金	331,815
長期前払費用	10,078	(自己株式)	[△309,451]
敷金及び保証金	765,068	<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>[△491,800]</b>
保険積立金	72,323	(その他有価証券評価差額金)	[24,256]
その他	17,890	(土地再評価差額金)	[△516,056]
貸倒引当金	△11,140	<b>純資産合計</b>	<b>4,325,693</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,197,460</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>6,197,460</b>

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,059,310
売 上 原 価	4,186,944
売 上 総 利 益	1,872,366
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,693,375
営 業 利 益	178,990
営 業 外 収 益	87,712
受 取 利 息	3,624
受 取 配 当 金	29,398
受 取 手 数 料	8,231
受 取 賃 貸 料	42,628
そ の 他	3,830
営 業 外 費 用	20,741
支 払 利 息	650
不 動 産 賃 貸 原 価	11,066
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7,866
そ の 他	1,158
経 常 利 益	245,960
特 別 利 益	206,848
特 別 損 失	296,309
固 定 資 産 売 却 益	206,848
固 定 資 産 除 却 損 失	4,762
減 損 損 失	235,684
校 舎 再 編 成 損 失	1,533
校 舎 再 編 成 損 失 引 当 金 繰 入 額	51,884
そ の 他	2,444
税 引 前 当 期 純 利 益	156,499
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	30,027
法 人 税 等 調 整 額	24,132
当 期 純 利 益	102,339

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株主資本計
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
平成29年4月1日残高	655,734	652,395	652,395	147,000	3,340,000	696,444	4,183,444	△309,420	5,182,153	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△80,531	△80,531		△80,531	
当期純利益						102,339	102,339		102,339	
土地再評価差額金の取崩額						△386,436	△386,436		△386,436	
自己株式の取得								△30	△30	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△364,629	△364,629	△30	△364,660	
平成30年3月31日残高	655,734	652,395	652,395	147,000	3,340,000	331,815	3,818,815	△309,451	4,817,493	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成29年4月1日残高	45,264	△902,493	△857,229	4,324,924
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△80,531
当期純利益				102,339
土地再評価差額金の取崩額				△386,436
自己株式の取得				△30
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△21,007	386,436	365,429	365,429
事業年度中の変動額合計	△21,007	386,436	365,429	768
平成30年3月31日残高	24,256	△516,056	△491,800	4,325,693

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月28日

株式会社城南進学研究社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 海野隆善 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 廿樂眞明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社城南進学研究社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社城南進学研究社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月28日

株式会社城南進学研究社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 海野隆善 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 廿楽眞明 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社城南進学研究社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月29日

株式会社城南進学研究社 監査等委員会

取締役（常勤監査等委員） 林 久 志 ㊟

社外取締役（監査等委員） 西 村 泰 夫 ㊟

社外取締役（監査等委員） 阿 曾 友 淳 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

第36期期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 10円  
総額 80,531,330円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月29日

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）

全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式数
1	下 村 勝 己 (昭和25年10月26日生)	昭和52年9月 独逸機械貿易株式会社設立 取締役（現任） 昭和57年9月 当社取締役 昭和60年2月 当社代表取締役社長 平成14年10月 有限会社シモムラ設立 代表取締役（現任） 平成28年3月 当社代表取締役社長CEO（現任）	1,157,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式数
2	柴田里美 (昭和33年3月16日生)	昭和59年3月 当社入社 平成8年4月 当社教務運営部長 平成8年6月 当社取締役教務運営部長 平成18年7月 当社取締役大学受験事業本部長 平成21年4月 当社常務取締役事業本部長兼個別指導事業部長 平成25年3月 当社常務取締役 平成25年12月 当社常務取締役集合授業事業部担当 平成27年11月 株式会社久ヶ原スポーツクラブ取締役(現任) 平成27年12月 株式会社リンゴ・エル・エル・シー取締役(現任) 平成28年3月 当社常務取締役執行役員C O O (現任) 平成29年5月 JBSナーサリー株式会社取締役(現任)	4,800株
3	杉山幸広 (昭和36年2月13日生)	平成3年11月 当社入社 平成18年2月 当社総務部長 平成19年3月 当社管理部長 平成20年5月 当社IT教育事業部長 平成23年2月 当社管理本部長兼経営戦略室長 平成23年6月 当社取締役管理本部長兼経営戦略室長 平成24年2月 株式会社イオマガジン取締役(現任) 平成25年10月 株式会社ジー・イー・エヌ取締役(現任) 平成27年11月 株式会社久ヶ原スポーツクラブ取締役(現任) 平成27年12月 株式会社リンゴ・エル・エル・シー取締役(現任) 平成28年3月 当社取締役執行役員C A O 兼経営戦略室長(現任) 平成29年5月 JBSナーサリー株式会社取締役(現任)	14,000株
4	千島克哉 (昭和46年12月6日生)	平成12年11月 当社入社 平成22年1月 当社第一事業本部長 平成23年2月 当社事業本部長 平成23年6月 当社取締役事業本部長 平成24年7月 株式会社イオマガジン取締役(現任) 平成25年10月 株式会社ジー・イー・エヌ取締役(現任) 平成27年11月 株式会社久ヶ原スポーツクラブ代表取締役社長(現任) 平成27年12月 株式会社リンゴ・エル・エル・シー取締役(現任) 平成28年3月 当社取締役執行役員C B O (現任) 平成29年5月 JBSナーサリー株式会社取締役(現任)	20,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
5	深堀和子 (昭和24年1月21日生)	昭和47年4月 各種学校城南予備校入職 昭和50年4月 各種学校城南予備校副校長 昭和52年9月 独逸機械貿易株式会社設立 取締役(現任) 昭和57年9月 当社取締役(現任) 昭和59年3月 外語ビジネス専門学校設置者兼学校長 (現学校法人深堀学園) 平成16年11月 学校法人深堀学園理事長兼学校長(現任)	320,000株

- (注) 1. 取締役候補者下村勝己、深堀和子の両氏が就任しております独逸機械貿易株式会社と当社との間には不動産の賃貸借取引があります。
2. 取締役候補者柴田里美氏と当社との間には金銭の貸付があります。
3. 取締役候補者深堀和子氏と当社との間には不動産の賃貸借取引があります。
4. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

#### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち業務執行取締役でない者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。)及び執行役員(以下、取締役とあわせて「取締役等」といいます。)に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成27年6月26日開催の第33回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役(監査等委員を除きます。)の報酬額(年額168百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。)とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の算定方法及び内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は4名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

#### 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社

株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち業務執行取締役でない者は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

平成30年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年（2021年）3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成30年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり14万ポイント（うち取締役分として12万ポイント）であるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、42万株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成30年5月28日の終値539円を適用した場合、上記の必要資金は、約227百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勧案した上で、以降の対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社

株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、42万株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 取締役等に給付される当社株式等の数の具体的な算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、14万ポイント（うち取締役分として12万ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### (7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

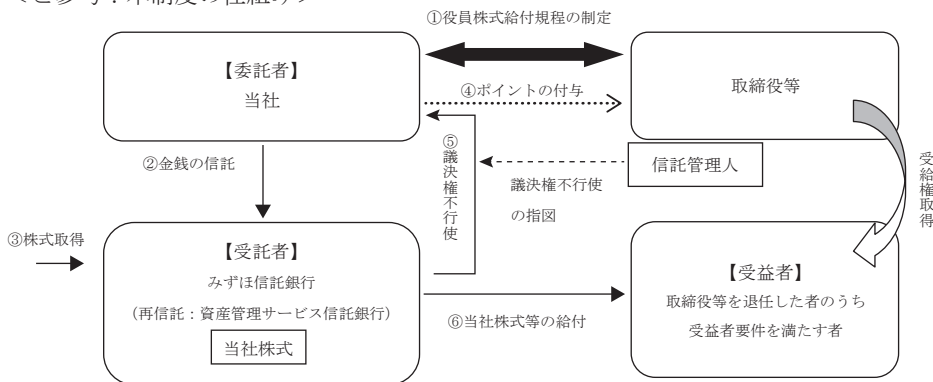
### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

## 第36回定時株主総会会場のご案内

会 場 神奈川県川崎市川崎区駅前本町22番地2

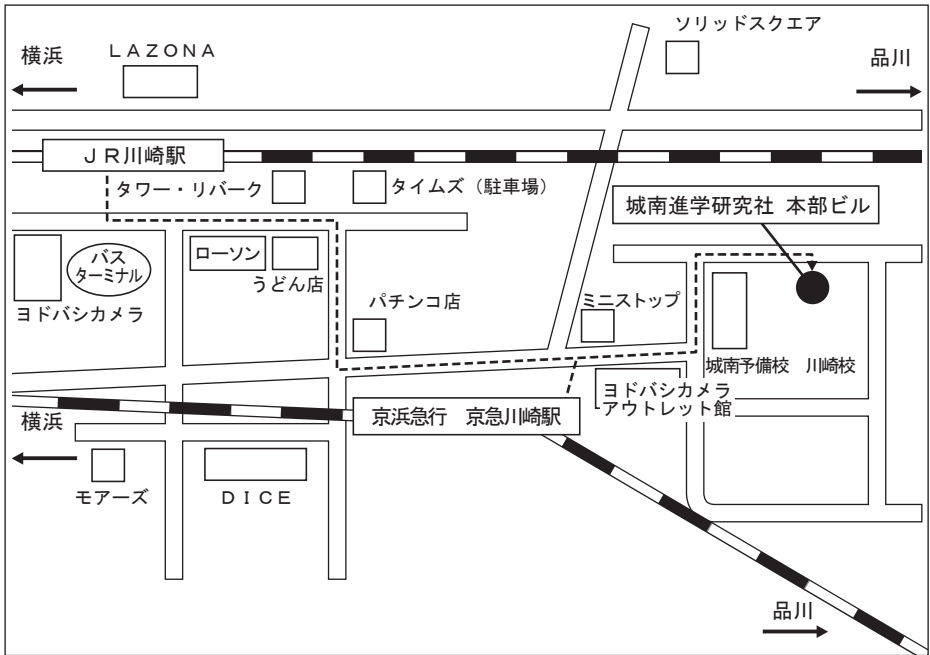
当 社 本部ビル 5階ホール

本部電話番号 (044) 246-1951 (代表)

最寄りの駅 ・ J R 川 崎 駅 東口 徒歩15分

・ 京浜急行線 京急川崎駅 西口 徒歩5分

{会場付近略図}



駐車設備が充分ではありませんので電車をご利用ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。